

# 情報プラザ

羽幌町役場 ☎ 2 - 1211  
インターネット  
ホームページアドレス  
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>  
E-メールアドレス  
kikaku@town.haboro.hokkaido.jp  
町長室のメールアドレス  
sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp  
ご意見お待ちしております

□町長との語り合いの場  
『ふれあいトーク』  
5人～10人くらいのグループで  
開催日の10日前までに申込みを！

□出前講座（36講座）  
『ほっと講座はぼる』  
5人以上の団体やグループが  
主催する学習会等に町職員が  
講師として出向きます

☒お問合せ・申込み先  
企画課広報聴係  
(内線252～254)

●ホタルの電話 ☎ 2 - 1310  
1人でなやんで自分をイジメないで  
かけてみよう『ホタルの電話』

## 水道凍結にご注意を！

水道管の凍結が起きやすい季節です。  
保温材を巻いたり、水落としするなど、  
くれぐれもご注意ください。  
万が一、年末年始に水道凍結でお困りにな  
ったら、当番業者の方にご連絡ください。

年末・年始の水道事業者当番表

### ●市街地区

12月30日	北登設備開発	4 5 8 4
31日	柏谷管工業	2 8 0 7
1月1日	マツダ興業	1 6 0 0
2日	北日本設備	3 5 9 2 4 4 7 0 4 5 2 6
3日	サワスイ	2 0 2 7
4日	イワサキ設備	5 0 3 1
5日	松田住設	3 0 6 5

### ●離島地区

天売	坂本 学 宅	5 1 0 8
焼尻	今野仁巳 宅	3 2 3 0

## お知らせ

### 年末年始の休み

▶役場の業務は、年末12月30日で終わり、新年は1月6日から行います。住民票や各種証明書など必要な方は早めにご請求ください。なお、休み中の死亡などの届出は、役場庁舎正面右側の職員通用口の『宿直室』で取り扱います。

各施設の休館日

中央公民館	12月30日～1月3日
総合体育館	12月30日～1月5日
町民スキー場	12月31日～1月1日
老人福祉センター	12月30日～1月5日
勤労青少年ホーム	12月30日～1月6日
北海道海鳥センター	12月30日～1月5日

## どんど祭も分別を

▶羽幌神社 ☎ 2-1041

ダイオキシンなどの環境問題は、昔から続く『どんど祭』にも波及してきています。お守りやしめ飾りなどにも塩化ビニールやプラスチック素材が使用され、お焚き上げの際に環境汚染の心配があります。これら素材の部品をはずして『どんど祭』に持参してください。また、お焚き上げの品々を入れてきた袋などもお持ち帰りください。なお、塩化ビニール製部品、プラスチック製部品などはゴミとして出していただきたいのですが、気が引けるといふ方は神棚の塩で清めて出してください。



## 北海道知事のメッセージ

道民の皆さんへ

～ごみの散乱のないクリーンな北海道を～

私たちが暮らす北海道は、雄大で豊かな自然や美しい景観に恵まれており、私たちは将来にわたりこの美しい環境を守り育て、そして次の世代に伝えていく責任があります。

しかしながら、山や湖、海岸をはじめ、公園や道路沿いなどには、一部の心ない人々によって、空き缶、たばこの吸い殻などが散乱し、美観を損なっているばかりではなく、快適な生活環境や地域の生態系に少なからず影響を与えています。

これらを防止するため、今年3月に「北海道空き缶等の散乱の防止に関する条例」が公布され、12月1日から施行されます。

この条例では、道路、公園、河川、海岸その他の公共の場所や私有地に、空き缶、たばこの吸い殻などをみだりに捨てることを禁止しており、また、歩きたばこについては自粛を求めています。

道内にお住まいの方はもちろん、観光で北海道を訪れた方も、この条例の趣旨・内容をご理解いただき、ごみの散乱のないクリーンな北海道をつくるために、一層のご協力をお願いします。

平成15年12月1日

北海道知事 高橋 はるみ

# 募集

## 羽幌町教育委員会嘱託職員募集

### ◎学校公務補1名募集

勤務内容：天売高等学校の保守業務、その他

資格要件：65歳以下の方(平成16年4月1日現在)

勤務時間：1週間平均29時間以内とし別途定める

雇用期間：平成16年4月1日～平成17年3月31日

(1年毎に更新する)

報酬：月額 111,500円

保険等：社会保険等の加入有り

▶応募・問合せ先 / 12月26日までに羽幌町教育委員会学校管理課総務係(☎2-1211・内線412)へ提出してください。

## 障害者有料道路通行料金割引制度改正のお知らせ

この制度は、通勤、通院などの日常生活において、有料道路を利用する障害者(身体障害者、知的障害者)に対して割引措置を行う制度です。

この制度が下記のとおり改正となりますのでお知らせ致します。

### ■改正の内容

割引証を廃止し、新たに割引の有効期間を記載する手続きを行った身体障害者手帳又は、療育手帳のみで割引が適用となります。

新たにETCノンストップ走行時にも割引を適用する。(旧制度(割引証と手帳)での通行は、平成16年5月31日までとなります。)

### ■改正の時期

手帳のみで割引適用 / 平成15年12月1日～  
ETCノンストップ走行時の  
割引適用 / 平成16年1月20日～

### ▶申請受付・問合せ先

町民福祉課社会福祉係(内線112)

## 旭川地方法務局留萌支局では国籍に関する事務を開始します

来年1月5日から旭川地方法務局留萌支局では、国籍に関する事務を取扱うことになりました。これにより当町に住所を有する方の、下記の届出又は申請については、旭川地方法務局留萌支局において手続きすることになります。

### 【帰化許可申請】

外国人の方が日本国籍取得のため、法務大臣に申請するものです。

### 【届出による国籍取得】

国籍法に定められた外国籍の方が、届出することで日本国籍を取得するものです。

### 【国籍離脱】

日本国籍とそれ以外の国籍を持つ重国籍の方が日本国籍を離脱する手続きです。

### 【その他国籍に関する相談】

重国籍の方の国籍選択等、国籍に関するご相談をお受けします。

▶詳しくは、旭川地方法務局留萌支局にお尋ねください。(☎0164-42-0492)